

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2021-8

ハイライト：

特許庁、デザインの「新韓国分類体系」を7月1日から施行	1
商標として認識されてきた「チョコパイ」、誰でも利用できる?	2
特許法院2021. 04. 29. 宣告2020HE05672[権利範囲確認(特許)]	3
ゴルフゾーン、カカオVX・SGM特許侵害訴訟で勝訴	3
高齢化・感染予防対策の影響で医療機器の特許出願が急増	5
半導体研磨剤分野の特許出願増加	6



IP制度

特許庁、デザインの「新韓国分類体系」 を7月1日から施行

-1つの分類で出願から審査まで、出願人の権利確保
に対する予測可能性高まる-

特許庁は、デザイン物品分類体系を、7月1日から
ロカルノ国際分類に基づき統合された「新韓国分類
体系(LUC, Locarno-based Unified Classifica-
tion*)」に全面的に切り替えている。

物品分類は、デザイン出願の対象となる物品を用
途及び機能、形態別に一定の体系に従って分類し、
出願されたデザインと同一・類似の先行デザインを
探すための制度であり出願及び審査の基礎となる。

韓国では、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」
加盟に伴う国際デザイン出願制度の施行により、
2014年7月1日からロカルノ国際分類を公式分類に
採択して出願段階で活用してきた。

しかし、出願されたデザインの権利付与を決定す
る審査段階では、検索効率の高い韓国国内の分類を
そのまま使用していたため、これを国際基準に合わ
せて統合したものである。

これまでは、分類体系を二元化して運営してきた
ため、出願段階と審査段階とで国際分類の物品範囲
が異なることがあり、出願人が物品の類似性を判断
する際に混乱を招く事例もあった。

【物品の類似性判断で混同した事例】

-「デザイン登録出願の前にKIPRIS(特許情報検索
サービス)で先行デザインを調査したところ、ロカ
ルノ国際分類では06類-11群で『遊び用マット』と
『幼児用マット』は同一であるが、国内分類ではそ
れぞれ『E2-50』、『C1-13』と異なるため、どの分
類を基準に、どこまでを類似品と判断すべきなのか

混乱した」(出願人A氏)。

今回、特許庁が、「類(Class)」及び「群(Sub-class)」により構成された国際分類体系に基づいて、検索効率に優れた国内分類を統合し、先進型の新韓国分類体系を開発・施行した。

-このことにより、個人デザイナー及び企業が、デザイン出願の準備段階で特許庁の審査官と同じ基準で物品の類似判断ができるようになり、権利確保に対する予測の可能性が高まった。

-また、国際基準に合った物品分類体系を用いることで、ハーグ協定に加盟している主要国と2年周期で施行されるロカルノ物品分類の改正作業に積極的に参加するきっかけになると見られる。

新たに施行された新韓国分類体系は、7月1日以降の出願から審査段階にのみ適用され、出願段階ではこれまでと同じように国際分類を活用すれば良い。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「新韓国分類体系の導入により先行デザイン調査の効率が高まり、審査品質が向上することが期待される」としながら、「特許庁は、デザイントレンドの変化の加速化に備え、強いデザイン権を創出する基盤づくりのために努力していく」と語った。

商標として認識されてきた「チョコパイ」、誰でも使用できる?

ブルダック(激辛鶏)は、2000年に商標登録された「ブランド(商標)」だった。しかし、2004年にブルダックが大人気となり、人々はブルダックを辛い鶏料理そのものと認識し始めたが、商標権者は積極的に対処しなかった。

その後、ブルダックの商標権紛争で、法院は、ブルダックが既に料理の名前として広く認識され慣用標章化されており、従って、ブルダックを使用した他社は、商標権を侵害したものではないと判決した(2008.04.24. 宣告2007HE08047判決)。

商標の慣用標章化とは、特定人の商標を当該業界の他社や消費者が自由に使用した結果、当該商標が有名になって、当該商品それ自体を指す言葉になった現象を意味する。

韓国人なら誰でも一度は食べたことのあるチョコパイだが、韓国人の思い浮かべるチョコパイと言え、丸いパン菓子にチョコレートをコーティングし、その間にマシュマロを挟んだ形態の菓子である。当初、チョコパイは新しく作られた菓子の商標であったが、ライバル会社がチョコパイという名称を製品名として使用した時に適切に対処しなかったため、慣用標章化された。

こうなった場合、商標はそれ以上商品が誰のものを表示できなくなり、商標としての価値を失い、甚だしくは、商標を登録したとしても商標権を主張できなくなることもある。

特許庁は、商標の慣用標章化を防ぐために、商標権者に対して細心の注意を払うよう求めた。

商標の慣用標章化を防ぐためには、商標権者が、商標と商品名が明確に区分されるよう積極的に管理することが重要である。

まず、他人が無断で商標を商品名のように使用している場合、速やかに商標権の侵害差止めを請求し、必要であれば侵害による損害賠償を請求して、他の業者による無分別な商標の使用を統制する必要がある。

それと共に、消費者やマスコミが商標を商品名のように使用している場合には、持続的な広報を通じて当該名称が商標だという事実、及び別の商品名を消費者やマスコミに知らせることも重要である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「新しいタイプの商品が急速に増え、商標が商品名と誤認される可能性もまた高まっており、これに対する商標権者の管理がこれまで以上に大切な時期」と説明しながら、「商品名と商標が明確に区分されるように商標を積極的に管理することは、自らの商標を保護する上で必須事項であることを、商標権者がしっかり認識してほしい」と述べた。



特許判例

特許法院2021.04.29. 宣告2020HE05672
[権利範囲確認(特許)]

[確認対象発明が特許発明と均等でなく自由実施技術に該当し、特許発明の権利範囲に属しないと見た事例]

1. 事件の概要

原告は、被告が実施する確認対象発明が特許発明の請求項1の権利範囲に属すると主張すると共に、積極的権利範囲確認審判を請求した。これに対し、特許審判院は、確認対象発明は被告が実施する発明と同一であるが、本事件特許発明のうち請求項1と課題解決原理が同一ではなく、本事件特許発明の構成と均等なものを見ることができないため、本事件特許発明の請求項1の権利範囲に属しないと、原告の上記審判請求を棄却した。

被告は原告を相手に、本事件特許発明に関する無効審判を請求し、原告は本事件特許発明の請求項1の請求範囲に対する訂正請求をした。特許審判院は、原告の上記訂正請求を認めながら、上記審判請求を棄却する旨の審決をし、上記審決はそのまま確定された。

2. 判示の要旨

本事件請求項1の訂正発明の構成要素3は、「送気口と連通する分岐路が形成され、分岐路の他端と連通してスライムを排出し、チップ形成部より広い断面積を有すると共に扇形状に陥没して形成されるスライム排出部」であるが、確認対象発明は、上記構成要素3に対応する構成として、「送気口と連通する分岐路が形成され、分岐路の他端と連通してスライムを排出し、チップ形成部より狭い断面積を有すると共に螺旋状に陥没して形成されるスライム排出部」となっており、両構成要素は、その形状及びチップ形成部との相対的面積に差異がある。本事件の争点は、本事件の差異点が均等関係にあるか否かである。

課題解決原理が同一か否かを見てみると、本事件請求項1の訂正発明は、従来、地盤と接触するチップの個数が多く、地盤破碎に必要な力が分散する問題点、及び

スライムがスライム排出部の幅より小さなサイズで破碎しなければ排出されず、地盤破碎に長時間かかる問題点を解決するために、チップ形成部の断面積を縮小してチップの個数を減らすことで一つのチップに力を集中させ、地盤を容易に破碎し、破碎したスライムを速やかに外部に排出して掘進速度を向上させようということに技術思想の中核があると認められ、これは、本事件特許発明の出願当時に公知となっていたと見るのは難しい。しかし、スライム排出部の断面積がチップ形成部の断面積よりも狭く形成されている確認対象発明には、本事件請求項1の訂正発明の技術思想の中核が実現されていると見るのは難しい。そうであれば、確認対象発明は、一部の構成が本事件請求項1の訂正発明と異なって変更されており、その変更された部分により課題解決の原理も変わっているため、本事件請求項1の訂正発明と均等であると見ることはできない。

なお、確認対象発明は、自由実施技術に該当する。確認構成要素5及び先行発明7の対応構成要素は、圧縮空気(洗浄流体)が吐出される分岐路がスライム排出部の内側に形成された点で共通するが、確認構成要素5において、分岐路は傾斜するように形成されているのに対し、先行発明7の通路は、傾斜した構成であるかについて明示されていない点で差がある。しかし、先行発明7の明細書の記載によると、先行発明7の通路は、洗浄流体を通過させることにより切断された破片を押し出すための構成であることが分かり、かかる通路が傾斜するように形成されていなければ切断破片の排出が円滑にならないため、通常の技術者であれば困難なく先行発明7の通路を確認構成要素5の分岐路のように傾斜して形成するはずである。

そうであれば、確認対象発明は本事件特許発明の権利範囲に属さないもので、これと結論を同じくする本事件の審決は適法である。

紛争

ゴルフゾーン、カカオVX・SGM
特許侵害訴訟で勝訴

大法院が、スクリーンゴルフ企業の「カカオVX」と「SGM」が、「ゴルフゾーン」の特許を侵害したと判断

した。

大法院3部は、ゴルフゾーンが、カカオVXとSGMを相手取ってそれぞれ提起した特許権侵害差止め請求訴訟の上告審で、カカオVXとSGMに軍配を上げた原審の判断を覆し、事件を特許法院に差し戻したと発表した。

カカオVXは、カカオ(大手インターネットサービス会社)の孫会社で『フレンズゴルフ・フレンズアカデミー』という事業を行っており、SGMも『SGゴルフ』というスクリーンゴルフ事業を行っている。

ゴルフゾーンは、2016年に2社が自社の飛距離調整技術の特許を侵害したとして特許侵害訴訟を起こした。ゴルフゾーンの特許は、ゲームでボールが置かれた地形の条件とボールをストロークするマットの条件を考慮して飛距離を調整する技術だ。

1審は、ゴルフゾーンの主張を受け入れ、カカオVXとSGMに特許侵害製品に関する生産設備などを全て回収・廃棄し、ゴルフゾーンにそれぞれ約25億ウォン(約2.40億円)及び14億ウォン(約1.34億円)を賠償するよう言い渡した。

一方、2審は、「カカオVXのプログラムがフェアウェイマットでストロークする時だけ地形及びマットの条件を共に考慮して飛距離を調整し、トラブルマットでストロークする時には地形の条件による飛距離調整を行わないため、ゴルフゾーンの技術とは異なる」として請求を棄却した。

SGMも同様に、「トラブルマットでは、地形とは関係なく予め決められた基本のボール速度の減少率のみを適用しているため、ゴルフゾーンの技術とは異なる」としてゴルフゾーンの請求を棄却した。

しかし、大法院は、2社の技術に対して「結局のところ、地形の条件とマットの条件を共に考慮して飛距離を調整するものであるため、ゴルフゾーンの発明を侵害している」と見るのが妥当である」とし、ゴルフゾーンに軍配を上げた。

これに先立って、SGMは、ゴルフゾーンの飛距離調整技術には技術の進歩性がないとして特許無効訴訟も起こしていたが、大法院は2020年にこれを棄却している。

**法廷で勝敗分かれた「宿泊特許権戦争」
…ヨギオotte、ヤノルジャ相手に完勝**

ヤノルジャ、特許侵害・無効・訂正訴訟全て敗訴

特許権に消極的認定…類似紛争の影響に注目

yanolja

韓国の宿泊プラットフォーム市場を二分している(株)ヤノルジャ(やあ遊ぼう-の意)と(株)ヨギオotte(ここどう?-の意)カンパニーの特許権争いでヨギオotteが勝利を取めた。急成長するプラットフォーム市場で、特許権を消極的に認めた事例であるだけに、今後、似たような法的紛争に如何なる影響を及ぼすか注目される。

特許法院第1部は、ヤノルジャが、「ヤノルジャの特許登録を無効と判断した特許審判院の審決取り消しを求める」として起こした訴訟で、6月17日に原告敗訴の判決を下した。

ヤノルジャは、2015年11月に『マイルーム』サービスを開始した。同サービスは、宿泊業者が保有する客室をヤノルジャが委託販売した後、顧客に「半額」割引クーポンを提供して再訪を誘導するものだ。宿泊施設において悩みの種である空室を解決する為のアイデアだ。ヤノルジャは、2017年10月に同サービスを特許として登録した。

ヨギオotteも遅れをとるまいと、2016年9月に提携した宿泊施設を利用したら宿泊費の50%をクーポンで返す『ペイバック』サービスを導入した。これに対しヤノルジャは、ヨギオotteのペイバックサービスが、自社のマイルームサービスの特許権を侵害していると主張し、2019年6月にヨギオotteを相手取って特許侵害差止め及び10億ウォン(約9600万円)の損害賠償訴訟を起こした。すると、ヨギオotteも即座に、「マイルームサービスは容易に発明できる技術」として、マイルームサービスに対する特許無効審判を請求した。

その後、双方は激しい法的攻防を繰り広げた。状況は、ヤノルジャにとって次第に不利な流れとなっていた。マイルームの特許無効審判において、2020年2月に「マイルーム特許を無効とする」という特許審判院の審決が出されたためだ。ヤノルジャは、特許訴訟の2審を担当する特許法院に不服訴訟を提起したが、法院の判断も同じであった。裁判部は、「マイルームサービスは、既存のサービスを結合して容易に発明できる技術」とし、「技術的な進歩性が否定されるため、当該特

許登録は無効化されなければならない」と判示した。

ヤノルジャは、訴訟過程で特許無効を避けるために特許内容の一部を変更する訂正請求まで出したが、特許審判院に続き特許法院でも受け入れられなかった。これに先立って、ヤノルジャが起こしていた特許侵害差止め訴訟及び仮処分訴訟でも、法院ではヨギオッテに軍配を上げたため、ヤノルジャは、マイルーム特許に関する全ての訴訟で敗訴することとなった。

ソウル牛乳の『味つぼ』は、バナナ味牛乳を連想させる…ピングレ、商標訴訟で勝訴

特許法院「『つぼ』は、ピングレの独占使用」

ソウル牛乳は、判決不服上告状を提出



ピングレの「バナナ味牛乳」/ソウル牛乳の「味つぼバナナ牛乳」

ソウル牛乳(協組)の加工乳ブランド『味つぼ』は、容器がつぼの形で『つぼ牛乳』と呼ばれている(株)ピングレの『バナナ味牛乳』を連想させるため使用してはならない、と法院が判断した。

特許法院第4-1部は、ピングレが、「ソウル牛乳が『味つぼ』として登録した商標の無効を求める」として起こした訴訟で、6月25日に原告勝訴の判決を言い渡した。ソウル牛乳は7月8日、今回の判決を不服として法院に上告状を提出した。

バナナ味牛乳は、1974年に発売されたピングレの目玉商品だ。韓国の伝統的なつぼに似た形の容器は、お年寄りから子供まで親しまれる国民的なブランドに成長した。製品名はバナナ味牛乳だが、ピングレは『つぼ牛乳』を正式な商標として登録している。

論争は、ソウル牛乳が加工乳市場の主導権を握むために2017年8月に『味つぼバナナ牛乳』を発売したことから持ち上がった。ソウル牛乳は、その後2019年3月に『味つぼ』を正式商標として登録し、加工乳ブランドと

して味つぼシリーズを出している。これを受けて、40年以上に亘り加工乳市場の王座を保ってきたピングレは、ライバル会社が類似製品を発売したことから、2020年2月に味つぼ商標に対する特許無効審判を請求した。

ピングレは、「商標として登録されたつぼ牛乳と味つぼの要部は『つぼ』で同一である」と主張した。商標法における要部は、商標で独自の識別力を有し、商品の出所を表示する機能を行う部分である。このためピングレは、ソウル牛乳が『つぼ』ではない『味つぼ』という商標を使ったとしても、消費者は自然にピングレのバナナ味牛乳を思い出すはず、と指摘した。これに対し、特許審判院は、「ソウル牛乳の登録商標は『つぼ』ではなく『味つぼ』全体で認識すべき」として、ピングレの主張を受け入れなかった。

しかし、2審の特許法院は、ピングレに軍配を上げた。裁判部は、既存の乳製品類には使用されていなかったつぼ型の包装容器は、ピングレのバナナ味牛乳が人気となりヒットしてから消費者に知られるようになった点を認めた。法院は、「ピングレはバナナ味牛乳を発売して以来、つぼ型容器のみを40年以上一貫して使用してきた」とし、「1974年から2015年末までの製品の累積販売数も約67億個に達する」と説明した。

さらに、「つぼ型容器は、ピングレが独占して使用してきた」とし、「これまでピングレは多額の広告費を費やしてつぼ容器を宣伝し、ピングレの商品出所として周知性及び著名性を得ている」と加えた。裁判部は、「商標法において、つぼは識別力のある要素に該当する一方、味つぼは、二つの単語を単純に組み合わせた意味以上に新たな観念が形成されたものと見ることはできない」としながら、「味つぼは、商標法で定める無効事由がある」として、先の審決を取り消すよう判示した。

出願動向

高齢化・感染予防対策の影響で医療機器の特許出願が急増

特許庁によると、全体の特許出願が過去10年間(2011~2020年)で年平均2.2%増加する中、医療機器分野の特許出願は、年平均8.0%と急激に増加した。特に、昨年は

新型コロナの影響で医療機器の特許出願が前年比15.8%と大幅に増加した。

過去10年間を細部分野別に見てみると、手術用のメス、カテーテルなど伝統的な医療機器である手術治療機器分野が13,534件で最も多かったが、同期間の増加率は、医療情報機器分野が年平均19.7%で最も大きかった。医療情報機器分野は、患者の記録管理から健康管理用アプリケーション、遠隔診療プラットフォームなど医療情報を扱う品目を含んでいるが、スマートヘルスケア及びビッグデータ、人工知能など、第4次産業技術が融合された医療機器の技術開発トレンドが反映され、高い特許出願増加率を示していると見られる。

特に2020年には、新型コロナに関する診療補助装置(140.0%)、麻酔呼吸機器(58.8%)、医療情報機器(42.7%)分野の爆発的増加率により、出願全体が大幅に増加した。これは、該当分野に属する消毒殺菌器、呼吸補助器、非対面遠隔診療に関する出願が急増したためである。

出願人別にみると、過去10年間(2011~2020年)で韓国人が78.6%、外国人が21.4%となっているが、韓国人の出願率は2011年の74.8%から2015年77.8%、2020年には82.1%と増加し、医療機器分野における韓国出願人の割合が徐々に高まっていることが分かる。最多出願人は、10年間での出願が合計2,316件のサムスン電子で、14の細部分野のうち画像診断、生体計測、リハビリ補助、医療情報分野で1位を占めた。また、中堅企業のソウルバイオシス、ボディフレンド、オステムインプラントは、それぞれ診療補助装置、治療補助、歯科機器分野で、中小企業のMEK ICS、Intro Medicは、それぞれ麻酔呼吸、医療用鏡分野で1位を占めた。

特許庁は、「既存のデジタルトランスフォーメーションと合間ってコロナ禍の状況が医療機器の研究開発を活性にさせたものと判断する」としながら、「韓国の医療機器の産業競争力が、知的財産と共に強化されることを望むもの」と述べた。

半導体研磨剤分野の特許出願増加

特許庁によると、CMPスラリーに関する特許出願は、2009年の87件から2018年は131件へと年平均4.7%増加している。

このうち、韓国人の出願増加率は6.1%で、外国人の出

願増加率(3.6%)を上回り、韓国人の出願シェアは2009年の39.1%から2018年の44.3%へと5.2%ほど増加した。

ここ10年間(2009年~2018年)のCMPスラリー分野における多出願人の1位は、KCTechが占めており(16.3%)、グローバル企業であるフジミ(12.4%)、日立(8.5%)、キャボット(8.3%)が順を追い、その他、サムスン(7.0%)、Soulbrain(5.3%)、LG(2.5%)が10位圏内に入っている。特に、韓国の中堅企業であるKCTech及びSoulbrainの出願が活発で、CMPスラリー分野における韓国人の特許出願件数の増加を牽引している。

細部技術別に見ると、シリコン絶縁膜のスラリー関連出願(36.4%)が最も多い。続いて、銅、タングステンなどの金属膜のスラリー関連出願(28.9%)、研磨粒子関連の出願(20.1%)、有機膜、相変化膜など特殊膜のスラリー関連出願(7.5%)の順であった。

出願人を類型別に見てみると、外国企業が61.2%、韓国企業が37.5%で国内外の企業が特許出願をリードし、その他、韓国の大学1.0%、国内研究所0.2%、外国の大学は0.1%であり低調であった。

特許庁は、「半導体の微細化、高集積化は継続して進められており、こうしたニーズに応えるCMPスラリーの技術開発は、依然として必要である」と語った。

最新技術

DGIST、不安行動を調節する脳内シナプスタンパク質の作動原理を究明

DGIST(大邱慶北科学技術院)の脳・認知科学専攻のコ・ジェウオン教授とオム・ジウオン教授の共同研究チームが、脳神経回路内抑制性シナプス神経伝達を調節し、不安障害を矯正することが可能な新規の標的候補を発見したと発表した。

今回の研究成果は、不安障害を伴う脳の精神疾患であるうつ病や、外傷後のストレス障害(PTSD)など、新規治療剤を開発する為の新たな研究の方向性を示すものと期待される。

シナプスは、神経情報を迅速かつ正確に伝達する特別な窓口として働き、全ての脳機能を管掌する。シナプ

スは興奮性シナプスと抑制性シナプスに区分されるが、これらシナプスは、脳機能が正常に作動できるように互いに拮抗的に作用して神経回路ネットワークのバランスを維持する。特に、特定領域の抑制性シナプスが壊れた場合、記憶力の減退、自閉症、うつ病などが発生し、このようなメカニズムがどのように調節されるか確立した分子の原理がなかった。

これに対し、研究チームは、2016年に抑制性シナプスたんぱく質である「IQSEC3」を発見した。また昨年、IQSEC3が記憶、学習など脳の高等機能を媒介する部位である海馬歯状回 (hippocampal dentate gyrus) の神経回路活性及びソマトスタチン (somatostatin) ペプチドの量を調節し、抑制性シナプスの発達を調節する中核因子であることを究明している。このような研究結果を基に、今回の研究においては、IQSEC3タンパク質が外部の刺激に反応して抑制性シナプスの発達を媒介する中核の転写因子であるNpas4タンパク質の下位因子として働きながら、脳の海馬領域のソマトスタチンを分泌する特定抑制性神経細胞のシナプスの神経伝達を調節することを証明した。

また、研究チームは、化学遺伝学 (chemogenetics) 技法により、上位因子であるNpas4と下位因子であるIQSEC3の作動経路が脳内抑制性神経細胞の活性を掌り、不安行動を調節することを解明した。特に、IQSEC3たんぱく質が、神経細胞の活性を抑制する神経伝達物質であるギャバ (GABA) の分泌を促進し、海馬内のネットワーク活性の調節を通じた特定行動を制御する新規メカニズムを提示した。

コ教授は、「オム教授チームとの持続的な共同研究を通じて、IQSEC3たんぱく質が脳の抑制性神経回路の活性を調節する一貫した手がかりを着実に確保している」としながら、「今回の研究は、IQSEC3が興奮性-抑制性のバランスを維持する中核因子として働く新たな規則を究明し、不安障害などの脳精神疾患治療剤の開発に役立つはずである」と述べた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr